

平成13年4月23日

埼例規第58号・留管

警察本部長

## 集中護送及び一時留置実施要領について

(概要)

本通達は、集中護送及び一時留置の実施に関し必要な事項を定め、適正な運用を図ることを目的として、

- 集中護送に関する事
- 一時留置に関する事
- 事故、事案発生時の措置

等について定めている。